高齢者虐待防止のための指針

令和６年４月１日作成

山田町指定介護予防支援事業所

（山田町地域包括支援センター）

１　事業所における虐待防止に関する基本的考え方

　本事業所では、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年１１月９日法律第１２４号）に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を作成し、すべての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

２　虐待の定義

（１）身体的虐待

　　　暴力的行為等で高齢者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為をくわえること。また、正当な理由なく身体を拘束すること

（２）介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

　　　意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること

（３）心理的虐待

　　　高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

（４）性的虐待

　　　高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者にわいせつな行為をさせること

（５）経済的虐待

　　　高齢者の合意なしに高齢者の財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

３　虐待防止検討委員会について

（１）本事業所は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、虐待防止検討委員会を設置する。

（２）委員会の委員長は管理者が務める。

（３）委員会の委員は、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等で構成する。

（４）委員会は、年１回以上開催する。

（５）委員会の検討事項は次のとおりとし、結果は職員に周知する。

　①　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。

　②　虐待防止のための指針の整備に関すること。

③　虐待防止のための職員研修の内容に関すること。

④　虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。

⑤　職員が高齢者虐待を把握した場合に、町への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。

⑥　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。

４　虐待防止のための職員研修に関する基本方針

（１）職員に対する虐待防止のための研修は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止を徹底する内容とする。

（２）研修は年１回以上実施する。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施する。

（３）研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録し、保存する。

５　虐待等が発生した場合の対応方法に関する事項

　　虐待等が発生した場合は、速やかに町へ報告するとともに、緊急性の高い事案は、警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

６　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

（１）利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。

（２）虐待等が発生した場合は、速やかに管理者へ報告する。

（３）虐待等について相談及び報告があった場合には、役割分担を行い、情報収集及び事実確認を行う。これらの確認の経緯は、時系列で整理する。

（４）事実確認を行った内容や虐待が発生した経緯を踏まえ、虐待の認定及び対応方法の検討はコアメンバー会議で決定し、その内容を記録する。

７　成年後見制度の利用支援に関する事項

　利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、宮古圏域成年後見センター、町の関係窓口など適切な窓口を案内する等の支援を行う。

８　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

（１）虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。

（２）苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

（３）虐待等の発見の相談・通報は秘密漏洩や守秘義務法規によって妨げられない。また、事実誤認だった場合でも、秘密漏洩や守秘義務違反に問われない。

９　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

　職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、ホームページに掲載する。

10　その他虐待防止の推進のために必要な事項

虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。また、虐待発見時の対応については、「山田町高齢者虐待対応マニュアル」及び「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省作成）」に基づいて対応する。